

令和7年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」
業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和7年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託の内容

令和7年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」業務委託仕様書によります。

3 予算の限度額及び事業区分等

委託料 16,514千円（消費税及び地方消費税を含む。）上限。

事業区分及び各事業の上限額は以下のとおりとし、各事業間の流用は禁止します。

| | |
|-------------|----------|
| 地域協働推進事業 | 10,468千円 |
| NPO活動地域支援事業 | 6,046千円 |

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じます。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

法人（営利・非営利を問わない。）で次の要件を満たす者。

- (1) 宮崎県内に事務所及び活動拠点を有する者。
- (2) 活動実績が1年以上あること。
- (3) 宗教活動や政治活動を活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法
県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年2月20日(木) |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和7年2月27日(木) 午後5時 |
| (3) 事前説明会 | 令和7年2月28日(金) 午前10時30分～ |
| (4) 質問等の締切 | 令和7年3月5日(水) 午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和7年3月14日(金) 午後5時 |
| (6) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和7年3月19日(水) 午後2時 |
| (7) 受託候補者の決定及び審査結果の通知 | 令和7年3月25日(火) までに |
| (8) 受託候補者との詳細協議 | 令和7年3月25日(火) (予定) |
| (9) 本見積書の聴取・受託者の決定 | 令和7年3月28日(金) (予定) |

8 企画提案競技の方法等について

(1) 企画提案方式について
プロポーザル方式

(2) 提案に関する書類の配布等

① 提案に関する書類の配布期間

令和7年2月20日(木) から令和7年3月14日(金) まで

② 配布先

下記13または宮崎県のホームページからダウンロードできます。

〔宮崎県ホームページ〕 <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

トップ》目的から探す》採用・資格・試験・募集》その他募集

(3) 事前説明会の開催

日 時 : 令和7年2月28日(金) 午前10時30分から

場 所 : 県庁7号館732号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出してください。
なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではありませんが、事業の性質上出来る限り参加してください。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和7年2月27日(木) 午後5時まで(必着)

③ 提出方法

電子メール又はファックス

(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡してください。)

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書等についての質問は、企画提案競技質問書(別紙2)を提出してください。

- ① 提出先
下記13を参照
 - ② 提出期限
令和7年3月5日（水）午後5時
 - ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡してください。）
 - ④ 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、質問者、事前説明会への参加者及び質問の回答までに問合せがあった者（メールアドレスを県に伝えている者に限る。）全てに電子メールにより随時回答します（質問者名は公表しません。）。
- (5) 企画提案書の提出
- ① 企画提案書の内容
令和7年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」業務委託仕様書を参照の上、提案してください。
 - ② 提出書類（それぞれ正本1部、副本7部）
 - ア 応募書【様式第1号】
 - イ みやざきNPO・協働支援センター事業業務委託企画提案書【様式第2号】
 - ウ みやざきNPO・協働支援センター事業業務委託収支計画書【様式第3号】
 - エ 年間事業計画書【様式第4号】
 - オ 応募者の概要を説明する書類【様式第5号】
 - カ 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずる書類の写し
 - キ 登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）の写し
 - ク 応募者の業務実績等を説明する書類（直近2事業年度分。活動実績が2年未満の法人にあつては、直近1年分）【様式第6号】
 - ケ 決算に関する書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類直近2事業年度分。活動実績が2年未満の法人にあつては、直近1年分）
 - コ 県税に関する納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）
 - サ 誓約書【様式第7号】
 - ③ 提出先
下記13を参照
 - ④ 提出期限
令和7年3月14日（金）午後5時（必着）
 - ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限ります。）
 - ⑥ 留意事項
 - ア 応募書類は、日本産業規格のA4サイズとします。
 - イ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としません。
- ※ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

※ 応募書類は、宮崎県情報公開の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象となることがあります。

(6) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和7年3月19日（水）午後2時から

場 所：県庁7号館732号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1社当たり、説明30分 質疑15分 計45分
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知します。

(7) 審査項目

別添審査基準表について評価を行います。

(8) 選定方法

審査要件の適合、その他形式的要件についての書類審査を踏まえ、複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した提案者1者を受託候補者として選定します。ただし、最低基準点を60点とし、提案者が最低基準点に満たない場合は、選定しません。

(9) 審査の通知

令和7年3月25日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知します。

(10) 参加資格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とします。

- ① 当該手続の参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(11) (10)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとします。

9 契約の方法

受託候補者と宮崎県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行います。

なお、協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、契約を行うものとします。

10 委託契約に係る契約保証金

契約保証金は、契約額の10パーセント以上とし、契約前に納付していただきます。業務を履行し、検査に合格した後、契約保証金を全額返還いたします。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号に掲げる事由が認められる場合は、契約保証金が免除されます。

なお、同規則第101条第2項第3号で規定する免除（業務受託者が過去2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合における免除）を希望される場合は、本県が発注者である種類及び規模をほぼ同じくする契約については、契約書の写しを提出し、本県以外が発注者であるときは、契約書の写し及び発注者が発出した契約の履行に関する合格通知等を提出してください。また、合格通知等の提出が困難である場合は、発注者の証明書をもって、合格通知等に代えることができます。

1.1 業務実施に関する注意事項

- (1) 業務受託者は、委託契約に基づき業務を実施し、業務の内容等について、宮崎県と十分打合せを行いながら、業務の目的の達成に努めることとなります。
 - ア 毎月1回程度宮崎県と受託者との定例会を実施します。
 - イ 定例会は、受託者が作成した年間事業計画書及び月例報告書を基に、前月の業務実施状況及び今後のスケジュール等について宮崎県に説明した上で、翌月以降の業務の進行等について協議することとします。
- (2) 業務受託者は、各種法令の遵守、個人情報保護の保護、守秘義務の遵守等が求められます。
- (3) 契約に先立ち宮崎県に提出する見積書については、受託候補者決定後の協議により決定した収支計画書を根拠とし、作成することとなります。契約後の収支計画書の各費目間の変更について、最も大きな費目の金額の15%を上限とした変更は認めますが、これを超える場合宮崎県との協議が必要となります。
- (4) 業務委託に係る会計について、業務受託者は自身の法人、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。
- (5) 令和7年度当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、令和7年度の業務の受託者は令和6年度の業務受託者から令和6年度の業務委託の成果等について十分な事務引継等を行っていただきます。
- (6) 業務受託者は、次年度の業務受託者に資料提供も含めて事務引継等に協力していただきます。
- (7) 業務委託の財源として国庫補助金が入っております。NPO活動地域支援事業の対象経費等については、業務委託仕様書の(5)業務委託の注意事項 オ及びカをご確認ください。

1.2 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属します。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 委託料の支払い方法は、概算払いによる2回払い（5月頃及び10月頃）とします。
- (4) 提出された資料は、返却しません。

1.3 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課協働推進担当 (担当 吉野)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7048
ファックス番号 0985-20-2221
メールアドレス seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp